

旅館業法5条の見直しに反対するハンセン病市民学会声明

2022年10月19日

ハンセン病市民学会

去る10月7日政府は次の感染症危機に備えるとして、旅館・ホテルなどで、感染症の流行期において、正当な理由なく、発熱などの症状がある客が受診、感染対策を拒む、それ以外の客でも体調確認を正当な理由なく拒む場合など、その客に対して宿泊を拒否できるようにするという「旅館業法」の改正案を閣議決定いたしました。今国会に提出し制定をめざすとしています。

私たちハンセン病市民学会は、ハンセン病隔離政策によってもたらされたハンセン病を患った人たちならびに家族に対する偏見差別などの被害回復に向けて、取り組みを進めておりますが、隔離政策の被害者が安心して生活できる社会は実現しておりません。それは、隔離の被害者の声を未だ国が正面から受け止める施策を実施できず、市民もまた自らの加害責任に向き合うことができていないことの結果に他なりません。

それどころか、記憶に新しい昨年2月の感染症法の改正に際しては、社会に排除の論理を定着させ、偏見差別を助長するとして、隔離政策の被害当事者などから強い反対の訴えがなされたにも関わらず、その声は無視され、改正案は可決制定されました。今回の旅館業法の改正にも、またしても感染者を社会に害をなす存在として排除することにつながる法律を作るのかと、悲痛な声が当事者から上がっています。

ハンセン病では国が絶対強制隔離という誤った政策をとり、疾病への恐怖心や嫌悪感から患者を忌避し、また、「社会を疾病から守るために患者を犠牲にして構わない」という社会防衛思想にいわば公的なお墨付きを与えることにより、社会にハンセン病を患った人たちならびにその家族に対する偏見差別を植え付けてしまいました。そのハンセン病隔離政策と同じ過ちを繰り返さないことが、今後の感染症対策では強く求められます。同じ過ち、それは、国や社会が、隔離政策の被害者にふたたび同じ苦しみを与えること、そして隔離政策と同質の被害を、感染症を患った人たちに与えてしまうことであるといえます。今回の旅館業法の改正はそのどちらの過ちにも通ずるものと言わねばなりません。ハンセン病問題の全面解決と、隔離の連鎖を断つことを目的に活動するハンセン病市民学会は、その目的の真逆な方向に向かう今回の旅館業法5条の見直しに全面的に反対いたします。

その理由の要旨は、以下のとおりです。

1 改正案には、見直しの必要性(立法事実)が認められないこと

今回の改正案は、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する状況の中で、ホテル・旅館業界の要請を受けて、感染症がホテル・旅館において拡大することを防止するために、感染症の症状を呈する宿泊客等の宿泊を拒否しうる場合を拡大するために行うものと説明されている。

しかしながら、7波に及び新型コロナウイルス感染症の拡大過程において、ホテル・旅館において、いわゆるクラスターが発生したとの事実は報道されておらず、かえって、感染拡大期においては、ホテルは、軽症の感染者の療養施設として活用されてきたのであり、このような法改正が必要とされる事実(立法事実)は全く存在しない。このことは、インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言下においても、ホテル・旅館に関しては宴会についての制限が勧告されるにとどまり、宿泊に関しては何ら制限されていないことから明らかである。

2 改正案は、感染の有無にかかわらず、ホテル・旅館の側が宿泊拒否しうる範囲を著しく拡大するものであること

(1) 改正案では、発熱等の感染症の所見のない宿泊客に対して、体温その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めることができるとしたうえで、この求めに対して、正当な理由なく応じない場合には、宿泊を拒否できると規定されている。

こうした場合としては、体温の外、渡航歴等の確認があげられている。

しかしながら、ホテル旅館業者が、発熱や咳嗽等の感染症の所見のない者に対して、このような事項について確認を求めることはその必要性に乏しいだけでなく、これを拒否した場合に、その理由の開示を求めて、その理由が正当でないと判断したら宿泊を拒否できるというのは、事実上発熱や渡航歴等の確認を強制するものにほかならず、感染症の感染拡大予防という立法目的を逸脱するものであって、到底許されることではない。

(2) 改正案では、発熱等の感染症の所見のある宿泊客に対して医療機関への受診を求めることができるとし、正当な理由なくこれを拒否する者に対して宿泊拒否できる旨が規定されている。

しかしながら、厚生省が発熱等の所見として説明している発熱等の症状は、単なる風邪や食あたりや外傷更には自己免疫疾患やがん等によっても生じうるもので、感染症に特有なものではない。こうした症状のある宿泊客に対して、医師、看護師、保健師等の専門職ではないホテル・旅館の従業員が、感染症によるものであるかどうかを判断することは不可能であり、結局のところ一律に医療機関

への受診を求めることにつながるというべきであって、宿泊拒否の範囲を著しく拡大するものである。

なお、感染症予防法において都道府県知事が医療機関への受診を求めうる場合として規定されているのは、濃厚接触の疑い等が認められる場合に限定されており、単なる発熱等の症状の存在だけで医療機関の受診を求めうるとする改正案は、この点においても、感染症予防法を逸脱している。

そもそも、旅行先において受診する医療機関を探すのは極めて困難であり、宿泊拒否された場合に新たに宿泊先を確保することは著しく困難であることを考えると、このような改正案には、強く反対せざるをえない。

- (3) 更に、改正案では、「迷惑客」「ホテル・旅館の合理的な負担を超える利用等の過重な負担であって対応困難なものを繰り返し求められたときは宿泊拒否できるとの規定も設けられているが、こうした条項は、盲導犬を伴っての視覚障害のある人や電動車椅子の利用者等の宿泊が拒否される事例が少なからず発生している状況を考えると、こうした人たちに対する安易な宿泊拒否をもたらす可能性を憂慮せざるをえないのであって、「障害者差別解消法」の趣旨に逆行するものであると批判せざるをえない。

3 改正案は、感染症の患者・感染者に対する偏見差別を助長するものであること

現行旅館業法5条は、2003年に熊本県内で発生したハンセン療養所入所者に対する宿泊拒否事件において適用され、ホテルの対応を問責するうえで機能したものであるが、同宿泊拒否事件の背景事情となったハンセン病の病歴者やHIV陽性者に対する偏見差別は、現在も、一緒に入浴することに抵抗を感じる人が根強く存在していることが各種調査によって明らかにされている。このような状況に鑑みると、今回の改正案は、感染症の患者・感染者に対して宿泊拒否しうる場合を拡大するものであり、こうした感染症に対する偏見差別を助長するものである。

そもそも、厚生労働省は、国策として推進してきた隔離政策によって、社会内に、ハンセン病に対する偏見差別を作出助長してきた責任において、偏見差別の解消のために全力を尽くすべき責務を負っているのであり、こうした立場にありながら、今回のような見直しを行うのは、こうした責務に著しく背を向けるものであり、厳しく批判されるべきである。

以 上